



ひと、くらし、みらいのために

福井労働局

平成24年12月14日

担 当	福井労働局職業対策課		
	課長	酒井	哲英
	課長補佐	徳岡	一見
	高齢者対策担当官	竹内	敏幸
	電 話	0776-26-8613	

報道関係者各位

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の周知にかかる要請

○要請の目的と内容

我が国は少子高齢化が急速に進展し、社会を支える労働力人口が大幅に減少することが懸念されており、今後も経済・社会の活力を維持していくためには、高年齢者が長年培った知識や経験を活かし、意欲と能力のある限り社会の支え手として活躍し続ける社会を実現することが必要であります。

また、公的年金の支給開始年齢が平成25年度には定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げも始まることも踏まえ、65歳までは確実に働くことができる場の確保が重要な課題となっています。

このような状況の下、高年齢者の雇用の安定を図るため、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大等を内容とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正高齢法」と言います）」が、平成25年4月1日から施行されます。

福井労働局・ハローワークでは、改正高齢法の円滑な施行のため、説明会の開催、個別訪問による指導等を実施しています。

さらに、改正高齢法の趣旨を広く県内企業に周知することを目的として、福井県社会保険労務士会及び会員社会保険労務士に周知要請を行い、改正高齢法の確実な実施を図ることとします。

○要請先：福井県社会保険労務士会会長 あおがき 青垣 みきお 幹夫 氏

○要請者：福井労働局長 たにふじ 谷藤 ひとし 仁

○要請書の内容：

福井県社会保険労務士会及び会員である社会保険労務士は、企業に対する人事労務のコンサルティング業務を行う際には、改正高齢法の趣旨の周知を依頼する。

○日時：平成24年12月18日（火）10時

○場所：（織協ビル3階）福井県社会保険労務士会 会長室